

「いといがわ新型コロナ対策推進宣言の店」ステッカー

配布事業実施要領

1 実施目的

事業者が自ら行う、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、共通の項目を設定することにより、「いといがわ新型コロナ対策推進宣言のお店」として、安心なお店をPRし、誘客宣伝を図るとともに、市内の経済活動の再開・需要喚起を推進する。

2 事業主体

糸魚川市・一般社団法人 糸魚川市観光協会

※役割：糸魚川市…ステッカー作成、店舗募集の周知

観光協会…店舗とりまとめ・周知等、事務局機能

3 ステッカー配布基準

新潟県が推奨している16項目の対策に対して、下記のとおり取り組んでいる市内事業者に対してステッカーを配布する。

【必須項目】(1)と(2)は必ず実施すること。

- (1) 従業員の体調管理徹底
- (2) 施設内消毒清掃

【推奨項目】(3)から(16)のうちの3つ以上実施すること。

- (3) スタッフマスク着用義務化
- (4) 消毒液常備
- (5) しっかり換気
- (6) キャッシュレス決済
- (7) 座席を離しています
- (8) 人数制限
- (9) 間仕切り
- (10) 飛沫防止シート設置
- (11) レジ待機位置を定めています
- (12) 控えめな会話にご協力をお願いします（お客様への協力依頼）
- (13) 検温にご協力ください（お客様への検温）
- (14) お部屋でチェックイン・チェックアウト
- (15) 個室でお食事
- (16) 時差入浴

※項目は、新潟県が実施している感染拡大防止に向けた項目を使用

4 ステッカー配布枚数

1事業者1店舗につき2枚以内を無料配布（店舗の外と中を想定）

※店舗以外で使用する場合は個別に相談対応

5 ステッカー配布の流れ

- (1) 上記の実施目的の趣旨に賛同する事業者は、「いといがわ新型コロナ対策推進宣言のお店」ステッカー申込書兼誓約書（別記1）に必要事項を記入の上、配布先に提出する。
- (2) 申込書は、糸魚川市及び糸魚川市観光協会ホームページからダウンロードするか、市内のステッカー配布先で受領する。

(3) ステッカーの受領

下記配布先でステッカーを配布

施設名	開設時間
糸魚川駅 日本海口観光案内所	午前8時30分から午後5時まで
糸魚川駅 アルプス口観光案内所	午前8時30分から午後7時まで
能生商工会	午前8時30分から午後5時まで ※平日のみ
青海商工会	午前8時30分から午後5時まで ※平日のみ

6 注意事項

申込書に記載の感染防止対策が店舗で実施されていない場合、及び誓約事項を遵守されない場合は、ステッカーを回収する。

7 ステッカーデザイン



w140-h140mm

【別記 1】

令和 2 年 月 日

「いといがわ新型コロナ対策推進宣言の店」ステッカー

申込書兼誓約書

私は、「いといがわ新型コロナ対策推進宣言の店」ステッカーを申し込むに当たり、下記誓約事項を遵守することを誓約し、申し込みます。

※複数の店舗で申込む場合は、それぞれ別用紙に記入ください。

1 店舗（事業者）名

① 店舗(事業者)名	
② 所在地	
③ 業種	<input type="checkbox"/> 飲食提供 <input type="checkbox"/> 宿泊 <input type="checkbox"/> 観光(観光施設、小売店など) <input type="checkbox"/> 娯楽 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 責任者名 電話番号	(電話番号) - -

2 感染防止対策（取り組んでいる項目にチェック印✓を記入）

※必須項目 2 個と、推奨項目 3 個以上の取組を実施した店舗が対象です。

【必須項目】

- (1) 従業員の体調管理徹底
- (2) 施設内消毒清掃

【推奨項目】

- (3) スタッフマスク着用義務化
- (4) 消毒液常備
- (5) しっかり換気
- (6) キャッシュレス決済
- (7) 座席を離しています
- (8) 人数制限
- (9) 間仕切り
- (10) 飛沫防止シート設置
- (11) レジ待機位置を定めています
- (12) 控えめな会話にご協力をお願いします（お客様への協力依頼）
- (13) 検温にご協力ください（お客様への検温）
- (14) お部屋でチェックイン・チェックアウト
- (15) 個室でお食事
- (16) 時差入浴

「いといがわ新型コロナ対策推進宣言」誓約事項

- 1 店内において、上記の感染防止対策を確実に実施するとともに、従業員並びに来訪客に感染者を出さないよう最大限努めます。
- 2 本事業の信用を損なうような行為はいたしません。また、主催者、他の参加店に迷惑となる行為はいたしません。
- 3 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではありません。
- 4 感染防止対策を行わずに営業するなど、不正行為があったことが確認された場合は、事業の資格を取り消しされても異議ありません。